

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和6年4月15日 午後 1時12分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	佐 藤 文 雄
副委員長	鈴 木 貞 行
委 員	岡 崎 勉
委 員	石 澤 正 広
委 員	塚 本 直 樹

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

な し

出 席 説 明 者

産 業 経 済 部 長	貝 塚 裕 行
都 市 建 設 部 長	稲 生 政 次
道 路 課 長	酒 井 宏

出 席 書 記 名

議会総務課 係長 宮 城 恭 子

議 事 日 程

令和6年4月15日（月曜日）午後 1時12分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 歩崎地域における宿泊施設について
- (2) 道路維持補修業務委託（令和6年度新規事業）について
- (3) 市道8-2378号線の廃止について
- (4) その他

3. 閉 会

開 会 午後 1時12分

○佐藤文雄委員長

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから産業建設委員会を開きます。

○佐藤文雄委員長

次に、書記を指名します。

議会事務局、宮城恭子係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、歩崎地域における宿泊施設についてを議題といたします。

説明を求めます。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、このたび4月1日の人事異動で産業経済部長を拝命しました貝塚です。どうぞよろしくお願いたします。

説明のほうは、着座で失礼いたします。

それでは、事前にアイパットのほうに配付させていただきました、歩崎地域における宿泊施設についての資料のほうをお願いいたします。

歩崎地域における宿泊施設につきましては、現在、古民家江口屋がございます。この施設につきましては、霞ヶ浦という湖などの地域資源を有するこの地で、古民家を活用した宿泊施設を整備することによりましてハード面の充実を図り、来訪者の滞在時間の延長と域内回遊、そして消費拡大につなげるということで、茨城のブランド力の向上と稼げる地域づくりに資するということを目的といたしまして、令和2年7月23日に開業いたしました。現在まで約4年近くが経過してございます。

この江口屋の施設運営に当たりましては、指定管理制度によりまして、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーが行っております。部屋数は現在の運用ですが3室、1室2名から4名の受入れが可能という施設になっておりまして、月曜日が定休ということで、年間約300日ちょっとの営業をしてございます。

宿泊実績につきましては、資料に記載のとおりとなっております。リピーターも現在いるなど、大変好評をいただいているところでございます。

次に、その下の水郷園というところでございますが、こちらの施設であります、過去に飲食事業を行っていた空き家、水郷園を宿泊施設としてリノベーションするというものでございまして、この施設は令和5年度の茨城県の補助制度、インバウンドコンテンツ造成支援事業ということで定額（上限5000万円）という補助制度を活用しまして、霞ヶ浦ガストロノミーツーリズム造成事業の拠点ということで改修整備を行っているものでございます。

現在、補助対象事業部分につきましては、4月12日、先週完了をしております。県の事業は繰越しの手続をして、4月12日に完了ということになってございます。現在は外構の一部、それからアプローチの整備であるとか、補助対象外の部分の整備が若干残っているという状況です。

この水郷園でございますが、江口屋と同様に、コンセプトといたしましては、やはり訪れた方は皆さん口をそろえて霞ヶ浦の景色が素晴らしいということがございまして、ちょうど霞ヶ浦から朝日が見えるということもありまして、コンセプトは「最高の朝に会える宿」ということで、江口屋、水郷園、ともに共通したコンセプトとしてつくっております。

水郷園については、それにプラスになりますが、食であるとか、自然・文化を巡る霞ヶ浦ガストロノミーツーリズムとしましてプロモーションをしていくという計画をしております。県南エリアにおいてはガストロノミーツーリズムという拠点がまだございませんので、県南における観光モデルの確立ということを目指していくということで整備をしているものでございます。

その下ですが、情勢と課題ということでございますが、現在、新型コロナウイルスの5類移行後、国内でのインバウンドの動きが活発化しているという状況にございます。また、円安の加速ということで、インバウンドが今後ますます活発化するという傾向にあるというふうに考えてございます。このインバウンドを受け入れるに当たりましては、高い付加価値を持たせまして、ブランド力を高めていく必要があると、それから泊まりたい宿があり、そこから目的地を決めるという世界的な流れも広まりつつあるということで、これはインバウンドの研究をしている方がそういった傾向を申しているという状況もございます。

それと、江口屋の宿泊実績は年々伸びているということで、ちょっと2022年と23年では若干減少というところもありますが、これはちょっと開館している日数が短かったということもありますが、全体の傾向としては宿泊が伸びているという状況で、ただし、歩崎地域にはそのほかの施設というのは特にないというところが課題ということになってございます。

また、満足度を高めるためには料理の提供、それから高品質のサービス、そういったものが他地域との差別化を図っていく上で必要なということがございます。それと、人件費や光熱費の高騰など経費が年々上昇しているという現状もございます。

このような観点から、今回、水郷園の開業につきましては、7月の下旬に開業ということを予定しております。この水郷園でございますが、江口屋と同様に市の公の施設といたしましては、交流センターの附属施設として位置づけるということを考えてございます。そのことから条例の改正が必要となつてまいります。

この条例の改正でございますが、現在、改正に向けての内部の法令審査等々を行っているところでございますので、本日は例規の改正内容、具体的なものではないんですが、改正の方向について説明させていただきたいと考えています。

この水郷園でございますが、こちらは県の事業にもありましており、インバウンドも視野に入れ、それから首都圏の富裕層をターゲットとして、高付加価値化や高いブランド力を目指しているということで、何といたっても満足度を高めるための料理の提供、高品質なサービス提供、こういったことを想

定した価格設定を考えているところでございます。

また、江口屋でございますが、江口屋は現在、条例におきましては、市内・市外の利用者の居住地に応じて料金を分けて設定しているというところでございますけれども、江口屋を約4年近く運営してきた中で、やはり実績といたしまして、市内の利用の方は宿泊のほうはあまり実績として上がっていない、また、設定がそういう形でありますことから市内の知り合いの方を申請者にして、実際泊まるのは市外の人というような事例も見受けられるということがございますので、今回の改正では利用者の居住地による料金設定は行わずに、統一した料金で設定をするよう変更したいというふうに考えております。

次に、水郷園でございますが、こちらは新たに交流センターの附属施設としまして追加をするものでございますが、水郷園は運営形態といたしまして、一棟貸しという形での運営を予定しております。このことから、水郷園につきましては、まず基本料金として一棟貸しが3万円、それから宿泊料金が1人当たり1万円ということで設定することを考えております。ご夫婦で宿泊された場合には3万円と、お2人で1万円ずつで5万円という形、1人当たり2万5000円と、人数が増えればそれだけ割安になるという形になります。

それから、水郷園につきましては、管理運営はやはり江口屋と同様に指定管理制度を考えてございます。この指定管理制度の場合には地方自治法の規定によりまして、指定管理者が料金を決めることができるという規定がございます。ただし、指定管理者が自由に決められるということではなくて、条例の規定によって、市の承認を得る必要があるというふうになってございます。現在の条例の中では、条例に定められた金額の0.5から1.5倍までの範囲で指定管理者が変更できるというふうにしてございますが、今後は水郷園を加えるのに合わせて、指定管理者が実情に応じて変更できるということに見直しを進めたいと考えてございます。このことによって、施設の収益性を高め、稼ぐ地域づくりを目指したいというふうに考えてございます。

また、指定管理者が実情に応じた料金設定をするということでございますが、当然事前に市長の承認が必要ということになるものでございます。実情に応じてというところは、やはり季節的に混み合う季節で料金を少し変えるであるとか、そういったことが想定されるというものでございます。

○佐藤文雄委員長

以上で説明が終わりました。

部長のほうで猪俣さんをご紹介いただけますか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

本日、この委員会に入る前に総会がちょっと1本同じ時間帯で入ってしまして、本日、猪俣のほうはその総会のほうに出席させていただいておりますので欠席で、本日は課長補佐の宮本を同行させていただきました。

○佐藤文雄委員長

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○石澤正広委員

この料金は、食費込みですか、これ別料金ですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

食費、別料金です。

○石澤正広委員

別料金ですね。ありがとうございます。

○鈴木貞行副委員長

インバウンド向けということなんですけれども、英語とか、そういう語学力というか、従業員にはそういう話せる人というのは就けるんですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

従業員の対応につきましては、多国語、何か国語もしゃべられる従業員はおりませんけれども、例えば英語であれば、ある程度までですけれども対応できる方がいらっしゃると、それから今の予約システムは日本語と英語になっているんですけれども、こちらアジア系の言語であるとか、そういったものも今回改修して対応できるようにというふうに聞いています。

ただ、現場では直接、例えば台湾の方の言葉が障害なくできるかという、そういう状況にはまだ今のところなっていないんですけれども、その辺はポケトーク、機器を使って対応するとか、あとはコンサルティングという、そのサービス部門をインバウンド向けにやっている事業者さんからのアドバイスもいただいて、少しトレーニングするというふうに予定をしております。

○岡崎勉委員

そういうのは、1棟なんですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

はい。

○佐藤文雄委員長

ちょっと、ちょっと聞こえない。

○岡崎勉委員

いや、水郷園の、その一棟貸切りとありますね。1棟なんですか。

○佐藤文雄委員長

1棟しかないよ。

○岡崎勉委員

ない、ああ、そう。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

今回、当初予算にも計上させていただきましたけれども、あの辺の建物、あの辺というか、郡司さんという方の所有していたところを全て購入するわけなんですけれども、建物は水郷園という飲食事業を行っていた場所と郡司さんという方が住んでいた母屋とあるんですけれども、今回は県の事業で水郷園という建物だけの改修ということで事業の採択を受けておりますので、まずはそこに着手をして、もう1棟あるものについては、今後活用する方法も含めて検討をしていきたいというふうに考えているところです。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

○岡崎勉委員

はい、いいです。はい、分かりました。

○鈴木貞行副委員長

すみません、これ、名前は水郷園のままでいいんですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

一応、水郷園というのは前所有者が営んでいた飲食事業の名称なんですけれども、こちらはその方の了承もいただきまして、名称は水郷園ということで進めたいというふうに考えています。

○佐藤文雄委員長

ほかにありませんか。

○塚本直樹委員

これ、水郷園のほうは最大何名まで宿泊できるような形になっているのでしょうか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

現在のところ、予定では、1階が洋室でベッドが2つ、2階が畳と床と両方ありまして、そこは布団敷いて、通常だと4名なので、最大6名を基本としております。ただ、2階の使い方によっては、もうちょっと寝られるという要望があれば、それに応じて対応するという考えで今整理をしていると思います。

○塚本直樹委員

はい、分かりました。

○岡崎勉委員

一緒ですが、今の件と。

これ、消防法は関係ないのか、宿泊人数の。今6名というけれども、それ以上泊まれるということでもいいのか。

○佐藤文雄委員長

制限があるかということだね。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

そこは、今実際に、工事は終わっているんですけども、厨房の設備とか、消防法の誘導灯とかがこれからになるので、そのときに最終的には相談するということになりますが、現在は6名が可能なかなということで進めております。

○佐藤文雄委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○佐藤文雄委員長

料理の提供については、これはどのような形で料理は提供するんですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

料理のほうは、インバウンド対応というのもありますので、例えば連泊も想定して、メニューのほうは幾つかこれから開発をするということで考えているところでございます。

料理については、インバウンドの方が自分で料理して泊まりたいという方もいらっしゃると思いますので、例えば料理なしというプラン、それから江口屋と同等程度の料理を提供するプラン、それと、もう少し何というんですか、金額の高い料理メニューを開発すると、さらに富裕層を対象ということもありまして、出張によるシェフの直接の調理というのも別途オプションとかで一応想定する予定です。メニューについては専門家の監修を経て、実際には今、未来づくりカンパニーにも1人シェフが雇用されてございますので、直接シェフが調理をして提供するという形で予定をしております。

○佐藤文雄委員長

あとは、接待はどういうふうな形で考えているんですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

水郷園は一棟貸切りということもありますので、あまり干渉しないように、まずはチェックインのときには出迎えをすると、それから食事のときには当然サービスを提供すると、それ以外は水郷園の中でプライベートな時間をお楽しみいただいて、次、また朝の食事のときにサービスを提供するという形を

想定しております。

○佐藤文雄委員長

ということは、全て食事が一番大事だと思うんですよ、これ。霞ヶ浦ガストロノミーツーリズムですから、食事がやっぱりポイントだと思うんですよ。食事のメニューもまだ考えていないと、実際にはね。接待をどうするかということも、まだ具体的、例になっていないという点では例えば1人にするのか、人数によって6人であれ、3人であれ、接待する方をどういうふうにするのか、これ全てオプションという形で、そのオプションのメニューなんかもまだつくっていないということですね。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

はい。料理のほうはまだつくってはいないと、例えばガストロノミーなので、湖をメインに考えたときには例えばウナギであるとか、そういったものもありますけれども、具体的に今後詰めていくということなので、現時点で料理の内容は全て決まっている状況ではありません。

それから、サービスについてはインバウンドをコンシェルジュ的にやって、都内のホテルとか、そういったところでやっている団体があるんですけども、そういったところの方に来ていただいて研修をして、アドバイスをもらってやっていくと、配膳については基本的には1人が対応するんですけども、人数によっては江口屋と両方ありますので、双方の人数、社員の中で割り振りをしながら決めていくということになります。

○佐藤文雄委員長

あと、江口屋の23年度の実績はもう出たんですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

23年度は、この数字が実績になって……

〔「956人」と呼ぶ者あり〕

○産業経済部長（貝塚裕行君）

956人。

○佐藤文雄委員長

これ、22年度となるのは23年度なのか。

〔「22年度は1,136人」と呼ぶ者あり〕

○産業経済部長（貝塚裕行君）

23年度は、いわゆる去年ですね。

○佐藤文雄委員長

ほかに何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄委員長

ほかになれば、これで終結したいんですが、やっぱり一番、今から具体的なものを出してもらってから、もう一度委員会を開くしかないんじゃないかなと思うんですよ。

あと、今の改正の中身については皆さん了解されるかなと思うんですが、やっぱり具体的なメニューとサービスのオプションについても具体化されれば、もう一度産業建設委員会を開いていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

条例改正については、第2回定例会の際にお願いをしたいと考えておりますので、外構というか工事のほうもほぼ終わって、メニューのほうは7月下旬のオープンですので、5月になるかどうかちょっと

その辺ははっきりは分からないんですが、第2回定例会の後、7月に入ってからであればメニューのほうはお示しができるかなと思いますので、時期についてはちょっと、産業建設委員会についてはメニューが決まってからということになると第2回定例会の後ぐらいのほうが間違いないというふうに考えています。フードコーディネーターとか、いろいろ監修をいただくので、すぐ来月できるかという、そこまではちょっとできないので、オープン前には間違いなくできるんですけどもね。

○佐藤文雄委員長

具体的に大体内容が決まってからでないと、やっぱり私たちも開く意味もないと思うんですね。

あとは、今日本当は現地を見ようかなというふうに、前にちょっと下打合せしましたけれども、3時から議会運営委員会があるんですよ。そういうことで、この現場を見ることができないので、今回は6月の定例会が終わるか、6月の定例会、そちらの準備が済んでから産業建設委員会を開くということでいかがですかね。よろしいですか。

[発言する者なし]

○佐藤文雄委員長

じゃ、質問もないようなので、ここで終わりたいと思います。

次は、部署の交代であります。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩します。 [午後 1時38分]

○佐藤文雄委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時39分]

次に、道路維持補修業務委託（令和6年度新規事業）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

本年4月1日から都市建設部長を拝命しました稲生と申します。よろしくお願いします。

それではまず、道路維持補修業務委託について、令和6年度新規事業ということで詳しい内容についてのご説明ということで、道路課長の酒井のほうから説明申し上げます。

○道路課長（酒井宏君）

それでは、令和6年度道路課の新規事業であります道路維持修繕業務委託についてお手元の資料に沿ってご説明いたします。

1の概要ですが、道路において通行の支障となる主に穴ぼこやのり崩れの補修、また、道路の損傷箇所を未然に防ぐための道路パトロールなど道路の維持管理を適切に行うため、道路維持管理業務の一部を民間事業者へ委託を行うものでございます。

事業範囲についてですが、霞ヶ浦地区と千代田地区の2つに分け、主に主要幹線道路と言われる通行量の多い箇所を委託する予定となっております。

2の業務内容についてですが、概要でもご説明しましたが、主な内容としては穴ぼこなどの補修や道路パトロール、そういったものをお願いする予定でいます。

次に、3の業務の範囲ですが、先ほどもご説明しましたが、主要幹線道路と言われる主に交通量の多い路線を霞ヶ浦地区が7路線、千代田地区が8路線の2つに分け、民間事業者のほうに委託する予定でございます。

○佐藤文雄委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○鈴木貞行副委員長

すみません、これは業務委託は入札制度でよろしいんですか。

○道路課長（酒井宏君）

委員のご指摘のとおりでございます。

○佐藤文雄委員長

入札ということでございますね。

○鈴木貞行副委員長

それは、1社でこれ全体をやるという形でよろしいですか。

○道路課長（酒井宏君）

本市の考えとしては、霞ヶ浦地区1業者、千代田地区1業者、計2業者でお願いする予定でいます。

○鈴木貞行副委員長

はい、分かりました。

○佐藤文雄委員長

霞ヶ浦地区と千代田地区、それぞれ分けて1社ずつということで入札をするということですね。

○道路課長（酒井宏君）

はい。

○石澤正広委員

これは、そうすると年契約的なことですね、そうですね、24年度で入札。

○道路課長（酒井宏君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員長

ほかにごありますか。

[発言する者なし]

○佐藤文雄委員長

基本的に年契約でないと難しいかなと思いますけれども、大体これ、令和6年度の予算に具体的な数字が入っていましたっけ、ね。

[（1000万円）発言する者あり]

○佐藤文雄委員長

そのほかごありますか。

○石澤正広委員

令和6年度の予算で、霞ヶ浦地域、過疎地域指定の補助金とあるじゃないですか。その中に道路とかが入っていたと思うんですよね。この維持管理は、それとは別個ということですか。

○道路課長（酒井宏君）

石澤議員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員長

これは、あくまでも過疎対策の関連ではなくて、道路の維持管理、これを一部業務委託するということですよね。

あと、ほかにごありますか。

○鈴木貞行副委員長

予算で1000万円多分出ていたと思うんですけれども、2社にやってもらって、その補修の材料とかも

込みでの予算なのか。それとも、ただ業務、何というんですか、穴埋めなら穴埋めだけの金額というか、そういう感じになんですかね、この予算取りというのは。

○道路課長（酒井宏君）

材料につきましては、うちのほうから材料支給という形でお渡しするようなことを考えております。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。ほかにございますか。もういいですか。

[発言する者なし]

○佐藤文雄委員長

実際に、今までやられた業務、請負というか、市内で自前でやっていたよね。自前でやっているほうについてはどういうふうになるんですかね。

○道路課長（酒井宏君）

それはそれで、以前のとおり対応していただいて、今回本市のほうで路線を両地区合わせて15本指定しますので、そこは契約を行った業者をお願いをして、それ以外のところについては以前のとおり、本市のほうで対応していくという形を取らせていただこうかと思っています。

○佐藤文雄委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

○石澤正広委員

そうしますと、4月からLINEでの通知ができるようになっていないですか。この路線を委託されたところも共有して、その情報がいち早く入って、維持に当たるというようなことでいいんですか。

○道路課長（酒井宏君）

今お話がありましたLINEの段階で本市のほうに情報が上がってきますので、それを基に日頃から、こここのところを直してくださいというような、業者のほうに指示を出しまして、それで対応してもらうということでもいいのかなというふうに思っております。

○佐藤文雄委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○佐藤文雄委員長

それでは、質問もないようですので、これで終わりたいと思います。

それでは、次に市道8-2378号の廃止について、説明を求めたいと思います。

○都市建設部長（稲生政次君）

市道8-2378号線の廃止についてですけれども、こちらについては令和2年の第4回定例会に上程をしたところ、付託された委員会におきまして説明不十分ということで否決になった件です。

これについての今後の方向性について、道路課の酒井課長からご説明申し上げます。

○道路課長（酒井宏君）

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。

1の概要についてですが、本件は市道の払下げ申請により、路線廃止に関わる議案を令和2年第4回定例会に上程をしたところ、付託された産業建設委員会の審査において説明不十分とのことから否決となり、本会議採決でも同様の結果となった案件となります。

このたび、払下げの再申請があったことから、議案上程前にご指摘のあった事項についてご説明をさ

せていただくものです。

別添資料をご覧ください。

廃止しようとする市道 8-2378号線につきましては、起点が市川362番から終点が市川360番とする道路延長65メートルの未供用路線で、現状として道路形態は成しておりません。

左下に航空写真と構図を重ねたものを示させていただきました。今回、地番が黄色と青で表示をした土地に関わる2名から道路の払下げ申請があったものでございます。789番をご覧くださいますと、道路上に家屋の一部が越境していることが分かるかと思います。右上の写真は、路線の終点側から撮影したものです。なお、家屋所有者と土地所有者は別となります。

次に、2の委員会審査での主な指摘事項です。

令和2年に委員会でご審議いただいた際には、執行部としての説明が不十分であったことから、廃道手続をした上で建築行為をすべきだが、建築主に対する県建築指導課の指導が不明、また、建築行為に伴う法的な手続の流れが不明とのご指摘をいただき、結果として議案は否決となりました。

最後に、3の措置状況です。

建築主に対する指導の措置状況ですが、県建築指導課としては本件現地調査を行った結果、当該道路が現状として道路形態を成していないことから道路以外の敷地とみなされ、建築基準法の適用外道路となり、建築基準法第44条違反としての是正措置はできないとのことでした。

このことから、本市としては建築物が建物敷地から当該道路上に越境していることから、都市計画法第29条（開発行為の許可）第1項違反として是正を図ることとしました。なお、本件は既に建築行為を完了し、生活の実態もあることから、建築物除去による是正措置は現実的ではないので、当該道路を廃道し、建築敷地に含めることでしか方法はないとの判断になりました。建築主に対しては本件は建築主が建築行為前に適切な措置を行わなかったことが主な原因であることから、市では再発防止に向けた指導を行いました。

○佐藤文雄委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○岡崎勉委員

これは、そうすると道路はどういうふうになるんですか。売買するとかなんかじゃなくて、建築主のほうに譲渡するんですか。

○道路課長（酒井宏君）

こちらは、払下げの申請ということで審査には入りましたので、その手続に基づきまして払下げと、売渡しで考えています。

○岡崎勉委員

両方了解したということね。

○道路課長（酒井宏君）

そうですね。

○佐藤文雄委員長

了解したということですか。

○道路課長（酒井宏君）

払下げさせてくださいということで地権者のほうから申請がありましたので、それに対してご審議いただいて、オーケーであれば払下げの手続を取るというような形になります。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。簡単に言うと、現状では道路としてはみなせないよと、そうするとそこから払下げしたほうが一番いいだろうという結果になったということですね。

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○佐藤文雄委員長

これは、今回の委員会での了解の上で払下げをやるということなんですか。それとも定例会のときに決定をして払下げということになるんですか。

○道路課長（酒井宏君）

議員のおっしゃるとおり、6月の議会のほうに廃道ということで上程させていただきますので、それでご審議していただいて、通った場合には払下げの手续に進めさせていただこうかと思います。

○佐藤文雄委員長

他に質問はありますか。

[発言する者なし]

○佐藤文雄委員長

なければ、これで終わりたいと思います。

暫時休憩します。 [午後 1時53分]

○佐藤文雄委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時53分]

次に、その他の議案についてですが、市長より、農業再生協議会の議長以外の市議会代表会員1名の任期が5月の総会で任期満了になるため、産業建設委員会の中から1名推薦依頼がありました。

資料のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

なお、現行の委員は鈴木貞行副委員長であります。

暫時休憩します。 [午後 1時55分]

○佐藤文雄委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時55分]

それでは、再生協議会の会員の推薦についてはいかがいたしますか。

○岡崎勉委員

今までの鈴木貞行副委員長が再任ということでどうでしょうかね。

○佐藤文雄委員長

皆さん、よろしいでしょうか。

[「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、鈴木貞行副委員長を再任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

研修会のことなんだけれども、研修をやっぱ1泊2日ぐらいでどうかというような、前に話があったので、皆さんにも考えてもらいたいとは思ったんですが、前に小田原のほうで太陽光、いわゆるソーラーシェアリングというか、そういう取組をやっているところがあるので、それもいいかなと思ってい

るんですが、ほかに皆さん適当なところがあれば、次の産業委員会のために協議したいと思いますので、一応、案のほうを考えておいてもらいたいんですよね。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

じゃ、そういうことで、それではここでお諮りいたします。

委員会会議録の作成ですが、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で産業建設委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1 時 5 7 分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

産業建設委員会委員長 佐 藤 文 雄